

役員報酬等規程

社会福祉法人 旭川ねむのき会

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川ねむのき会(以下「法人」という)定款第9条及び第23条の規定及び法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 法人役員等に対して、非常勤理事長のみ勤務実態に即して報酬を支給する。

ただし、役員の地位にあることのみによっては支給しないものとする。

- (1)非常勤理事長の報酬の支給基準については、1日あたりの報酬額を10,000円とし、出勤日数分支給するものとする。
- (2)非常勤理事長の報酬総額については、各年度の総額が1,200,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、次の法人業務を行う場合、費用弁償(交通費等)として、(出席の当日に)1日あたり5,000円を支給する。

ただし、施設長等の施設職員又は法人職員が理事及び評議員選任・解任委員会委員の場合は支給しない。

- (1)理事会及び評議員会に出席した場合
- (2)監事が監査を実施した場合
- (3)評議員選任・解任委員会に出席した場合
- (4)その他必要な法人業務を行った場合

(報酬の支給日)

第4条 第2条の報酬の支給日は、給与規程に定める日と同日とする。

(報酬の変更)

第5条 第2条の報酬総額の上限及び報酬の支給の基準の変更については、評議員会で議決する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。